

住宅改修費と福祉用具購入費の払い方法について

住宅改修費と福祉用具購入費は償還払いと受領委任払いを選べます。

受領委任払いを選ぶと住宅改修費と福祉用具購入費にかかる費用を一旦全額支払う必要がなく、1割、2割又は3割分の支払いとなり利用がしやすくなります。

【償還払い】

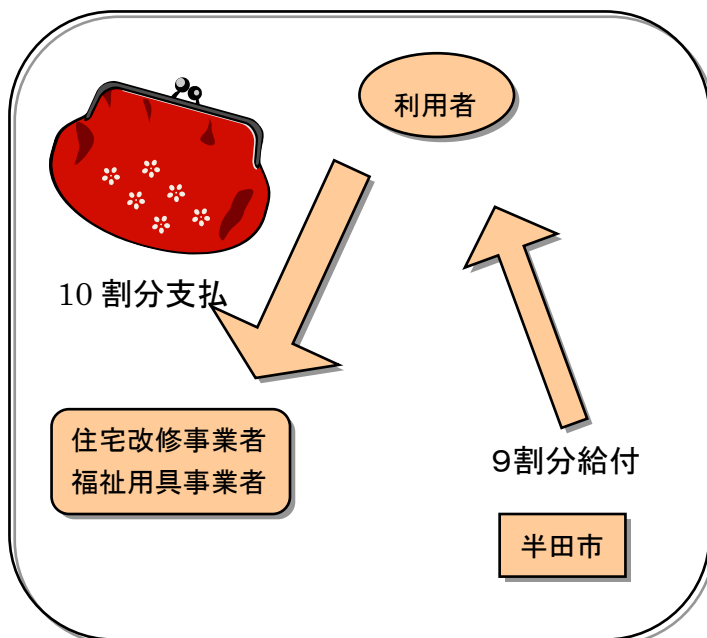
住宅改修費及び福祉用具購入費（介護予防を含む）の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請して保険給付（9割、8割又は7割）の支払いをうけます。

【受領委任払い】

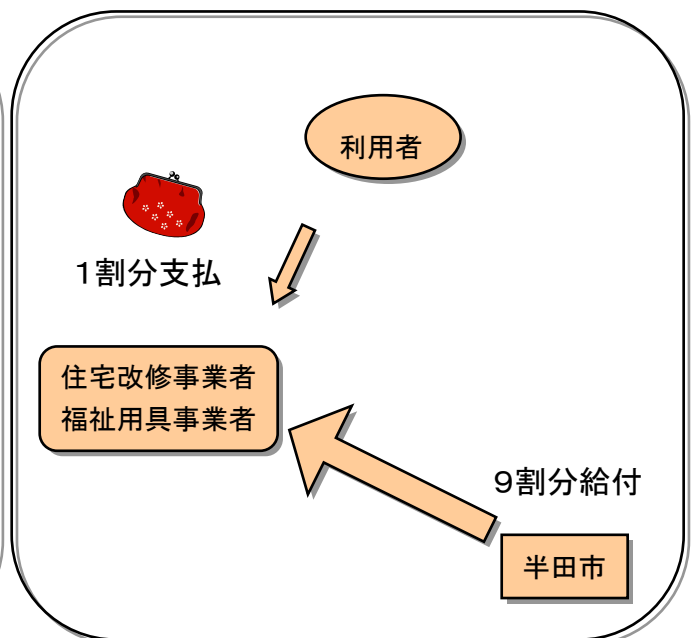
住宅改修費及び福祉用具購入費（介護予防を含む）の利用者の支払いを、初めから1割、2割又は3割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担をとり除くことができます。（保険給付される残りの9割、8割又は7割分については利用者からの委任に基づき、半田市から事業者へ直接支払います。）

●お金の流れ（利用者負担割合が1割のとき）

【償還払い】



【受領委任払い】



利用者から受領委任を受ける事業者は、半田市と確認書を取り交わし登録する必要があります。なお、償還払いについては受領委任払いの登録をおこなわなくても従来どおりご利用いただけます。

詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

半田市福祉部高齢介護課

電話 0569-84-0649（直通）

FAX 0569-25-2062

E-mail kaigo@city.handa.lg.jp